

「三島村・鬼界カルデラジオパーク ワンデークルーズツアー」

業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 目的

三島村・鬼界カルデラジオパークは、約 7300 年前の超巨大噴火によって生じた陸上および海域のカルデラ地形、およびその前後の火山活動を記録した地層群や活火山である硫黄岳、国の特別天然に指定された黒島の特異な植物群落、竹島を覆いつくすリュウキュウチクなど、3つの島それぞれの見所がある。

三島村では、これらの貴重な資源を活用したツーリズムによって、地域経済の発展につなげることを目指してジオパーク活動を行っているが、離島の厳しい地理的条件もあって観光分野での十分な成果が上がっていない状況である。

そこで、観光客が比較的参加しやすい日帰りクルーズの形態でツアーを企画・実施し、三島村・鬼界カルデラジオパークの魅力を幅広い層に発信し、将来的に、日帰りクルーズツアーの旅行商品化と滞在型観光客の増加につなげることを目的とする。

今回は、その業務を委託するのに最も適切な事業者を企画コンペにより選定するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 「三島村・鬼界カルデラジオパーク ワンデークルーズツアー」業務委託
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月10日（金）
- (4) 委託上限額 1,860千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 開催場所 村営フェリーみしま（鹿児島港発～三島村各島経由～鹿児島港着）
- (6) 開催回数 履行期間内に3回

3 実施方法

企画コンペ方式による随意契約により業務を委託して実施する。

4 委託経費

受託者は、本業務に係る全ての費用を本村からの業務委託料およびツアー参加費により負担する。

5 応募資格

企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者。

ウ 暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）。

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (4) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて三島村と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (5) 鹿児島県内に本社又は支社、もしくは営業所等を有すること。
- (6) 本業務に企画提案するにあたって1社につき1提案の応募とする。

6 プレゼンテーション開催日時

- (1) 期 日

令和4年11月7日（月） 9時30分～

- (2) 開催場所

鹿児島市名山町12番18号 三島村役場3階会議室

- (3) プレゼンのテーマ

ツアー参加者に、三島村・鬼界カルデラジオパーク地域（竹島・硫黄島・黒島）の魅力を実感してもらうこと、そして、鹿児島を代表する活火山「桜島」、長年の火山活動が作り出した「錦江湾」、鹿児島湾南端にある「阿多カルデラ」、薩摩富士とも称される活火山「開聞岳」などツアーコース（フェリー航路）全体でストーリー性を持たせた内容となるよう企画提案してください。

その他アピールしたい点がある場合は自由に付け加えてください。

- (4) 説明時間 1社15分 質疑応答10分

※ プレゼンテーションの順番については、前日までに連絡します。

7 質問書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年10月31日（月）正午 ※必着

- (2) 提出先

電子メールに、様式第1号を添付して行うこと。回答は、質問者に回答した上で、村のホームページにも掲載する。

8 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出書類

ア 応募書（様式第2号）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 参考見積書（様式任意）

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。

エ 会社概要、類似案件の実績表（様式任意）

オ その他 これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出してもよい。

(2) 提出部数

上記ア, ウ…1部, 上記イ, エ, オ…6部

(3) 提出期限 提出書類 ア, ウ, エ 令和4年11月2日(水)午後5時

※必着(メールでの送付可)

提出書類イ, オ プレゼンテーション当日ご持参ください。

9 選考・契約相手方の決定方法

応募のあった提案については、三島村役場に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーションにより事業者を選定し、選定結果は出席事業所全員に通知する。

委託契約については原則として第一位選定者とするが、委託契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位の者を繰り上げて、協議の上、契約する。

10 その他

- (1) 当事業による成果物の権利(著作権等)は三島村に帰属するものとする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 選定結果については、全参加事業所に書面にて連絡する。
- (6) 決定した事業所と業務打合せ(必要に応じて提案された企画の修正・変更)を行い、委託契約を締結する。

11 日程

- (1) 質問書提出期限 令和4年10月31日(月)正午まで
- (2) 企画提案書提出期限 提出書類ア, ウ, エ: 令和4年11月2日(水)午後5時 ※必着
提出書類イ, オ: プレゼンテーション当日
- (3) プレゼンテーション日時 令和4年11月7日(月)午前9時30分～
- (4) 選定結果通知 令和4年11月8日(火)午後5時までに連絡する。

12 書類提出先

〒892-0821 鹿児島市名山町12番18号

三島村役場 定住促進課(担当: 日高真吾)

TEL: 099-222-3141

FAX: 099-223-1832

E-mail: teijyu@mishimamura.jp